

第 3 5 回

上富良野町農業委員会議事録

平成 2 3 年 2 月

上富良野町農業委員会

上富良野町農業委員会 第35回農業委員会総会議事録

1 日 時 平成23年 2月 8日

2 場 所 上富良野町役場 第3会議室

3 委員定数 次のとおり

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	北川 正	2	佐藤 祥一	3	大場 健二
4	数山 善一	5	白井 一宏	6	川上 幸夫
7	青地 修	8	村上 隆司	9	瀬川 英幸
10	一色 悟	11	菊地 利夫	12	中瀬 実

4 出席した委員 次のとおり

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	北川 正	2	佐藤 祥一	3	大場 健二
4	数山 善一	5	白井 一宏	6	川上 幸夫
7	青地 修	8	村上 隆司	9	瀬川 英幸
10	一色 悟	11	菊地 利夫	12	中瀬 実

5 欠席した委員

なし

6 遅刻した委員

なし

第35回 農業委員会総会議事録

会長挨拶 省略

諸般の報告 別紙（局長より報告）

日程第1 会議録署名委員の決定

11番 菊地利夫君

1番 北川正君

両君に指定決定する。

附議事項

- | | | |
|------|-------|-------------------------|
| 日程第2 | 報告第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 日程第3 | 諮問第1号 | 農用地利用集積計画の作成について |
| 日程第4 | 議案第1号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第5 | 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日程第6 | 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |

第 3 5 回上富良野町農業委員会議事録

開会（12時00分）（着席）

局長 全員ご起立ください。「礼」 ご着席下さい。

開会の宣言

局長 只今より第35回農業委員会総会を開会いたします。

局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
2番 佐藤委員に合わせご唱和ください。

「唱和終了」ご着席下さい。

議長 これより、会議を進めます。
ただいまの出席委員は、12名であります。
定数に達しておりますので、これより第35回上富良野町農業委員会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「局長」

局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

議長 日程第1 会議録署名委員の指名は、
11番 菊地 利夫 君、 1番 北川 正 君に決定いたします。

議 長 日程第2 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。
事務局より、報告第1号を朗読させます。

事務局 「報告第1号朗読」

議 長 報告第1号について、発言はありませんか。

「発言なし」

議 長 発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第3 諮問第1号「農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。
事務局より、諮問第1号を朗読させます。 「事務局」

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。 諮問第1号「農用地利用集積計画の作成について」、〇〇地区農用地利用改善事業実施組合外1組合から、下記のとおり利用権の設定(所有権9件、賃貸借権4件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。
平成23年2月8日提出 上富良野町長 向山富夫
農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。
審議の資料として、調査書をご覧ください。

以下、内容を朗読いたします。 「諮問第1号朗読」

議 長 諮問第1号 所16番、所17番、所18番、所19番、所20番、所21番、所22番、賃7番、賃8番、賃9番、賃10番、について提案に関する補足説明を願います。 9番 瀬川 委員

1月14日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が開かれて、議案のとおり賃貸借4件、売買7件の利用集積が成立いたしました

所16番、所22番、関連がありますので一括して説明いたします。

出し手、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは義兄弟で、〇〇〇〇さんは横浜に住んでいます。土地は、基盤整備がされて一体として水田として活用されてきました。場所は、住宅地に隣接して、国道沿いにあります。

今回、離農することとなったことから〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの農地を一括して、売買で出された案件です。売買価格は、10a当たり18万円といたしました。この土地は、今回の〇〇地区土地改良事業に該当していない土地で、今後整備するためには費用を要することから価格に設定いたしました。

受け手の〇〇〇〇さんは、昨年から後継者となり農地を取得して経営規模の拡大をすることとなりました。〇〇さんの農地が、隣接し農地利用の効率性が向上し利用集積が進むことから成立した案件です。

所17番、出し手の〇〇さんが平成12年から賃貸借をしていた水田ですが、賃貸期間が満了したことから売買に出されました。農地は、〇〇の西側の沢地帯で〇〇〇〇川に隣接する水田です。

受け手の〇〇〇〇さんは、江花地区で農業をしまして、所18番〇〇〇〇〇さんの農地に隣接していることから、袋地となる〇〇さんの水田を合わせて取得し、効率的な農地利用が進むことから成立した案件です。地図を見てもらいますと、〇〇〇〇番5に隣接している土地が〇〇さんの土地で、袋地になりますが〇〇さんも同時に売買に出されたので、一括して処理することができました。価格は、10a当たり11万円としました。一部に湿気るところがあり、使いにくいところもあるので田ですが、11万円で成立いたしました。

所18番、所19番、出し手の〇〇〇〇さんは相続した農地を賃貸借していましたが、賃貸期間の満了したことから売買に出された案件です。

土地は、〇〇の西側で〇〇〇〇川に接しています。

所18番は、所17番の〇〇さん農地と〇〇さんの農地に挟まれている水田です。農地の効率的な利用と農作業の利便性を高める、隣接する〇〇〇〇さんに引き受けてもらうことになった案件です。価格は、10a当たり11万円です。

所19番は、〇〇地区の〇〇〇〇さんと賃貸借をしていましたが、期間満了して、売買に出された案件です。

受け手の〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇さんの後継者で隣接する農地を所有していることもあり、農地の効率の良い利用集積が進むことから成立した案件です。この土地は、傾斜がきつく畑の中を送電線が通っていたり作りづらい土地になっています。価格は、10a当たり6万円にしました。

瀬川委員

所20番、所21番、出し手の〇〇〇〇さんは、離農して農地を賃貸借していましたが、賃貸借期間が満了したことから売買に出された案件です。場所は、北〇〇道路と西〇線道路に隣接する農地です。受け手は、それぞれ賃貸借をしていた相手が引き受けることとなりました。所20番は、北〇〇号道路の中腹にある農地で〇〇〇〇さんが賃貸借をしていましたが、売買により取得することになりました。所21番は、北〇〇号道路を挟んで西〇線道路に隣接する農地で〇〇〇〇さんが賃貸借をしていましたが、売買により取得することになりました。土地は四角い土地ですが、中に沢があり作りにくい土地になっていることから10a当たり7万円で設定しました。

賃7番、〇〇〇〇さんは、東〇線北〇〇号の国道沿いで稲作をしていましたが、高齢になったことから離農することとなり、賃貸に出された案件です。農地は、町道に面し、基盤整備もされている条件の良い水田です。一部は、自家用野菜畑に残すことになっています。

受け手の〇〇〇〇さんは、同じ地区に住んでいて水田が隣接していることから効率的な農地利用が行われることから成立したものです。価格は、〇〇地区の平均価格の6千円で決定いたしております。

賃8番、出し手の〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇さんと賃貸借をしていましたが期間満了となり、再賃貸借を息子さんの〇〇〇〇さんと結ぶことになりました。以前は田1万2千円でしたが、今回は田2千円、畑2千円で決めています。

賃9番、出し手の〇〇〇〇さんと受け手の〇〇〇〇さんは、以前から賃貸借をしていましたが、期間満了となったことから引き続き賃貸借を結ぶことで成立した案件です。農地は、〇〇〇〇さんの住宅があった周囲の農地です。農地は、黒土で良いところですが傾斜がきついで、以前は4千3百円でしたが、4千円に下げてもらいました。

賃10番、出し手の〇〇〇〇は、東〇線北〇〇号の国道沿いで稲作をしていましたが、高齢になったことから離農することとなり、賃貸に出された案件です。農地は、町道に面し、基盤整備もされている条件の良い水田です。受け手の〇〇〇〇さんは、前回の総会で〇〇〇〇さんから経営移譲を受けた方で、町道北〇〇号道路の筋向いに水田の耕作をしていることから、引き受けることとなり成立した案件です。価格は、10a当たり6千円で設定いたしました。

議長

これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長

これをもって質疑を終了いたします。

議長 これより、諮問第1号 所16番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 つづいて、諮問第1号 所17番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 つづいて、諮問第1号 所18番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 つづいて、諮問第1号 所19番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 つづいて、諮問第1号 所20番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、諮問第1号 所21番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、諮問第1号 所22番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、諮問第1号 賃7番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、諮問第1号 賃8番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、諮問第1号 賃9番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、諮問第1号 賃10番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 つづいて、所23番、所24番について、提案に関する補足説明を
願います。 1番 北川 委員

北川委員 所23番、所24番について、補足説明をいたします。
出し手の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、義理の親子で受け手が同じで内容も
同じですので一括して説明いたします。受け手の〇〇〇〇さんは、〇〇〇さんの
甥にあたります。〇〇さんは離農してから、〇〇〇〇さんと平成27年まで賃
貸借をしていましたが、先月の総会に報告されているとおりに合意解約が成立し、
今回売買に出された案件です。土地は、東〇〇線道路と北〇〇号道路に隣接し、
〇〇〇〇土地改良区の温水ため池の周囲ある水田と畑です。
受け手は、所23番、所24番共に〇〇で酪農をされている〇〇〇〇さんで取
得後は牧草地として利用することで売買が成立した案件です。価格は、牧草地
への改良もありことから、畑は10a当たり2万5千円に設定いたしました。
水田は、1枚1枚が小さいことなどから10a当たり12万円で成立しました。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、諮問第1号 所23番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 つづいて、諮問第1号 所24番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第4 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
事務局より、議案第1号を朗読させます。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった譲渡人 有限会社 ○○○○、譲受人 ○○○○外5件について、審議を求めます。
平成23年2月8日提出上富良野町農業委員会会長中瀬実 。
許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。審議の資料として、農地法第3条調書をご覧願います。以下、内容を朗読いたします。 「朗読説明」

議長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第1号 1番 2番について、10番 一色委員。

一色委員 1番、2番は、共に○○○○さんが借り受ける案件です。
1番は、農業生産法人の有限会社○○○○が所有する農地ですが、周囲は○○○○さんが耕作している農地です。利用効率、作業効率の向上と土地利用の集積を図るため、○○○○さんが賃貸借により耕作することになりました。農地は、深山峠の国道と北○○号道路の間にある傾斜地です。
2番は、○○○○さんの農地はご主人が亡くなられてから娘さん3人と共有していますが、農地が隣接している○○○○さんが賃貸借により耕作することになりました。農地は、深山峠の国道と北○○○○号道路の間にある傾斜地です。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

川上委員 ○○さんの9分3、9分の2という持ち方はあるのですか。

事務局 貴方が相続された時は、法定相続が配偶者3分の1、子供たちが3分の2ということで、4人で分けるため按分をこのようにされたと思います。

川上委員 相続人が亡くなったときは、その子供たちに相続となり、枝分かれしても大丈夫ですか。

事務局 農地の管理としては、非常に困ることになりますが、法的には問題がありません。○○○○さん、現在は○○○○さんが○○○○役所に勤めています。先日、この持ち方をしていると細分化されて面倒になるので、何らかの対応をしておくほうがいいですよと説明してあります。

議長 農地の相続は問題ないけれども、農業をしないのであれば賃貸借など手続をする必要があるので、農業委員会の対応としては、耕作をしてもらい適切に管理してもらうため貸借や売買を指導することになります。

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第1号 1番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 つづいて、議案第1号 2番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第1号 1番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第1号 3番について、11番 菊地委員。

菊地委員 3番、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、以前から賃貸借していましたが賃貸借期間が満了したことから、〇〇〇〇さんが手放すこととなり以前から作付をしていた〇〇〇〇さんが買い受けることとなりました。〇〇〇〇さんは、酪農をしていて耕畜連携で〇〇さんの農地でデントコーンなどの飼料作物を作付しています。

農地は、〇〇〇〇場近くの〇〇道路と北〇〇号道路沿いにある、平坦地です。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは〇〇〇〇地区に住んでいますが、改善組合が〇〇〇〇地区と〇〇〇〇地区となり、斡旋によらないで農地法3条により農地の売買をすることになり申請されたものです。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

事務局長 補足説明ですが、位置図の1058-1と1057-1の間の白い部分は河川が間に入っています。

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第1号 3番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第1号 4番について、2番 佐藤委員。

佐藤委員 4番、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、親子で経営を移譲するため贈与をすることになり、申請された案件です。隣接地は、〇〇〇〇さんの土地で、合わせて5haになります。〇〇〇〇町で、水田を12ha所有していて上富良野と同時に贈与による3条の許可申請がされています。
約30haの農地で、水稻を中心に経営をし、〇〇〇〇町の〇〇委員をされています。
農地は、北〇〇号と〇〇号の間で東〇線道路に面しています。

事務局長 贈与税は、相続時精算課税制度を使うと聞いています。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第1号 4番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第5 議案第2号「農法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より、議案第2号を朗読させます。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。農地法第4条の規定による農地の転用申請のあった〇〇〇〇 について審議を求めます。
平成23年2月8日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。農地の区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断します。第1種農地は、原則不許可ですが、本件は農業用倉庫等の農業用施設整備に伴う用途変更であり、農地の区分と転用目的に問題はないとは考えます。審議の資料として、農地法第4条調書を添付してございます。
以下、内容を朗読いたします。 「議案第2号朗読」

議長 議案第2号について、提案に関する補足説明を願います。
10番 一色委員

一色委員 〇〇さんの申請地は、宅地に隣接している場所です。
圃場整備をしたときにできた法面と宅地の間にある土地で、法面の傾斜がきつく隣接の〇〇〇〇番9、17番の畑とは分離していて、一体として農地として利用できません。申請地の4分の一は、法面で農地の転用に必要最小限なものとなっています。申請地は、大型農機具の保管のため倉庫、農作物の収穫後の一時保管場所に使用を計画しています。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

議長 一色委員に伺いたいのですが、〇〇さんは規模縮小ということで農地を賃貸・売買ということで営農現在はしているのですか。

一色委員 平成22年度は営農していました。23年は、斡旋会は終わっていませんが、売買と賃貸に出す予定はしています。

議長 転用することに特に問題はないと思いますが、営農はしない段階で農業作業機械等の保管ということで、転用することが良いのかどうか疑問があります。これから先に、賃貸したところを戻してもらい営農するというのであれば良いのですが、このような理由で転用することがはたして良いのか。
あなた方は、このような理由で認めたのかと問われたときに、農地外になる訳ですから、どうなのか疑問がありますが、如何でしょうか。機械類は売ったと私は聞いています。

佐藤委員 法面の部分ですが、畑の所有者が持っていないと崩れたときに直せないと思いますが、問題はありませんか。

一色委員 今回の申請地の中に、法面の部分が入っています。

佐藤委員 法面の部分が畑に入っていないと、都合が悪いと思いますがいかがでしょうか。

村上委員 ここの法面は、もともとの傾斜で畑を作ったときにできた法面ではないと思います。

佐藤委員 もともとのきつい傾斜が、残っているということですか。それならば分かりました。

菊地委員 畑のまま、分筆することに問題はありませんか。

議長 分筆することに問題はありません。離農するに当たり、分筆した部分を残したいということで農地の面積が多くなるため、一部を転用する申請がされたと考えます。

事務局長 17番と18番の間にも法面があり、分筆した2つが一体として活用できる状態ではありません。9番との間も、法面で分割されています。

議長 農業委員会の総会場で、認めるには「これこれ」だから認めるよということになっていますので、何かの時の指摘があったときに理由を説明できれば問題ありませんが、説明ができないのであれば、「あなた方は何を基準に認めているのだ」ということになりますので、その辺が気になることがあります。

川上委員 この部分を転用して全部使うのであれば、支障はないと思いますが、法面を含めて使えない部分も転用するのは不自然だと思います。

青地委員 規模を縮小して、高収入を得るために特殊なものを作るのでそのためにこのような施設を作るのだとか、こういうスペースが必要なんだという計画書でもあれば、いいけども、そういう計画なしに、ただ、とりあえずというのはまずいかもしい。何か計画しているのですか。

一色委員 特別な計画は聞いていません。今回売買するにあたり、引き継いで持ってもらう人に気の毒のような場所なので、分筆ということになりました。

川上委員 周りの農地は、全部売り払う予定なのですか。

- 一色委員　　そうです、〇〇〇〇-17番は残して他は売買したいという計画です。
- 村上委員　　ここの畑を見れば、買って作ってくれということにはならないと思います。
- 川上委員　　畑は分筆して、その部分を売らなければいいんですよ。
- 菊地委員　　そうすると、残る面積が2反以上になってしまう。
- 一色委員　　2反以上になってしまうと、経営移譲年金が受けられなくなる。
- 菊地委員　　〇〇〇〇-17番は、2反くらいですか。そこは、畑で残すのですか。
- 川上委員　　〇〇〇〇-17番を誰かに借りてもらうことはできないのですか。
- 大場委員　　会長の言う通り、今までのように畑を作っていて、倉庫を作ることであれば問題はないが、離農するのに倉庫や作業スペースが必要だということに問題があるということですよ。
- 瀬川委員　　年金で問題があるなら、17番を売ってもらい18番を残すことでいいのではないですか。
- 北川委員　　この申請案件については、この転用理由では許可にならないということで、私もそう思います。
- 議　　長　　今回の事例を認めると、つぎに同様な申請がされた時には、あの時はよくて今回はダメということにはならないし、理由づけがはっきりしていればいいですが、今回の転用理由の農機具の劣化を防ぐとか農産物の保管では疑問があります。それだけの農機具があるのか、現状ではないと思われま。
- 大場委員　　私の意見ですが、申請された内容について、農地を売買するとか賃貸するとか情報を推察しているなかで、はっきりしていない状態の憶測で話していますが、それも考えなければならぬと思います。
- 川上委員　　案件に関するいろんな情報を集めて、ここに出しているわけだから、明らかに規模縮小の方向で考えていることだから、許可の判断の参考材料にしていいのではないか。
- 菊地委員　　今日の段階では、あっせん申請がされているので、憶測でものを言っているのではないと思う。

大場委員 幹旋申出はされているのですか。地区の人は知っていても、我々は分からない。

議長 幹旋に出されていても、あっせんが不調に終わって自分で作ろうかという気持ちになることも考えられないことではない。私が本人から聞いているのは、もう農業はしないので、農器具も処分したし、もうできないのだと聞いている。それで、転用理由の中でこのような理由を書かれても、「説明にはならない」ということで話しています。

北川委員 今回の転用申請は、保留しかないでしょう。

議長 今回の申請理由では、認めることにはならないという判断でよいでしょうか。議案第2号は、審議の中でいろいろな意見をいただきましたが、今回の案件は農機具等の倉庫の建設と離農の情報から判断して転用に整合性を欠くことから、農地法施行規則第47条第4項の規定により再考いただくことで不許可とすることに、ご異議ありませんか。

(農地法施行規則第47条第4項：申請地の面積が申請に係る事業の目的から見て適正と認められないこと。)

「全員の異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は不許可と決しました。

議 長 日程第6 議案第3号「農法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より、議案第3号を朗読させます。 「事務局」

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。農地法第5条の規定による農地の転用申請のあった貸主 ○○○○、借主 株式会社 ○○○○
他1件について審議を求めます。
平成23年2月8日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。
農地の区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断します。

第1種農地は、原則不許可ですが、本件は一時的な利用で、目的を達成するため必要なものであり、3年以内の計画であり許可基準に合致したもので転用目的に問題はないとは考えます。審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございますのでご覧ください。

以下、内容を朗読いたします。 「議案第3号朗読」

議 長 議案第3号1番について、提案に関する補足説明を願います。

10番 一色委員

一色委員 1番、○○○○さん、株式会社○○○○の申請地は、昨年12月完了報告をした造成地に隣接する農地が今回申請に上がってきています。
傾斜がきつく農作業に危険なことから、圃場の造成を行い農作業の安全性の向上と生産性の向上を図るため行うものです。造成に伴い不要となる土砂の搬出は隣接する西○線道路を使用し、大雨等による土砂の流失については沈砂池を設け、5mの保安距離を設けるなど周辺の農地への被害予防対策もなされています。場所は、西○線道路沿いで昨年農地パトロールで行ったところでした。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

川上委員 中山間地域事業に関する確認はされていますか。

事務局長 中山間地事業については、○○さんの農地と次の議案の○○さんの農地も事業対象から除かれています。

議 長 これをもって、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号1番を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 議案第3号2番について、提案に関する補足説明を願います。
4番 数山委員

数山委員 2番、〇〇〇〇さん、株式会社〇〇〇〇の申請は、北〇〇号西〇〇線道路に面した農地で、傾斜がきつく農作業に危険なことから圃場の造成を行い農作業の安全性の向上と生産性の向上を図るため行うものです。造成に伴い不要となる土砂の搬出は隣接する西〇〇線道路を使用し、大雨等による土砂の流失については沈砂池を設け、1メートルの保安距離を設けるなど周辺の農地への被害予防対策もなされています。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

村上委員 搬出する土砂は、客土に使用するのですか。

瀬川委員 改良区では、水田の土地改良事業で粘土が必要となっていますので利用することになります。

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第3号2番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

本日の日程は、全て終了いたしました。
第35回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、報告1件、諮問1件 議案3件の審議を終了し議長が閉会を宣す。

午後 時 分

上記農業委員会の顛末に相違ないことを証するため下記署名押印する。

平成23年 2月 8日

上富良野町農業委員会長 中 瀬 実 ㊞

上富良野町農業委員 菊 地 利 夫 ㊞

上富良野町農業委員 北 川 正 ㊞